

地域共生型の再生可能エネルギー導入のための  
促進区域の設定に関する環境配慮基準の策定について

# 地球温暖化対策推進法改正の背景

- 地方自治体における地域の脱炭素化のためには、**地域資源である再エネの活用が必要**。その際、**地域経済の活性化**や**災害に強い地域づくり**など、**地域に裨益する再エネ事業とすることが重要**。一方、環境影響等の再エネ事業に伴う**地域トラブル**も見られるなど、地域における**合意形成**や**環境配慮**が課題。
- これを踏まえ、温対法に基づく**地方公共団体実行計画制度を拡充**し、**地域の環境保全**や**地域の課題解決に貢献する再エネ**を活用した「**地域脱炭素化促進事業**」を推進する仕組みを創設。**地域の合意形成を円滑化**しつつ、**環境共生型の地域の脱炭素化を促進**する。
- あわせて、実行計画で定める再エネの利用促進等の施策について、適切な実施目標の設定を促進する。

## 地域共生型再エネ（例）

- 適正な環境配慮の確保と、地域の合意形成の推進
- 地域の住民・事業者が、積極的に事業に関与、連携
- 地域経済の活性化、防災などの社会課題の解決に貢献

## 迷惑施設と捉えられる再エネ（例）

- 地域における合意形成が不十分なまま事業に着手
- 安全性が確保されず、自然環境・生活環境への適正な配慮が不足



地域資源を活用した再エネ事業による地域振興



公共施設を活用した再エネ導入



傾斜地の崩壊が発生したため、法肩部分の架台が流出した事例

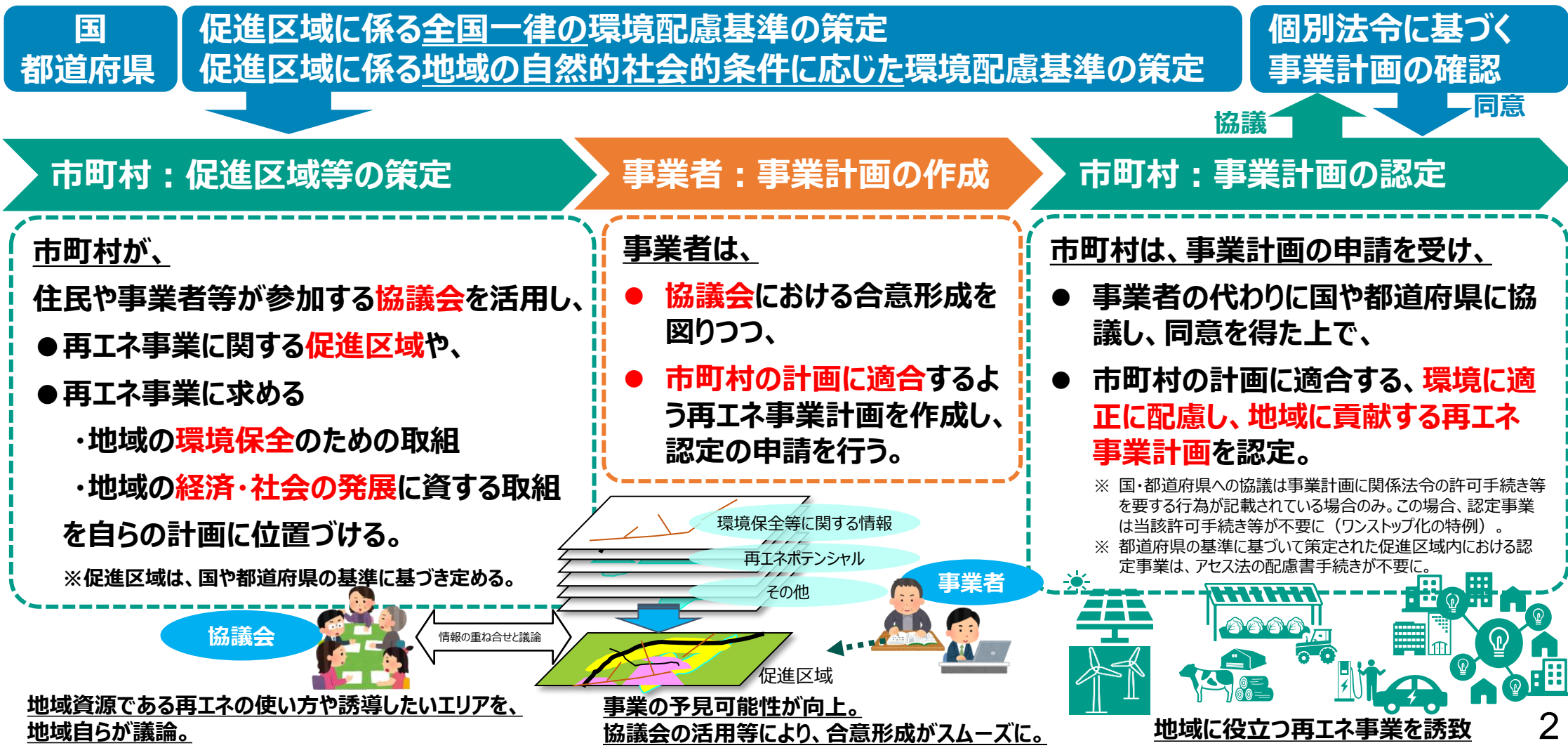


法面保護工が崩れて流出した事例

# 温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の仕組み

- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが本年4月から施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

## 制度全体のイメージ



# 促進区域の設定に関する環境配慮基準

- 市町村は、国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき促進区域を設定する必要がある。
- **国の基準**においては、**全国一律で促進区域から除外すべき区域などについて規定**。
- 都道府県は、**促進区域の設定に関する基準（都道府県基準）**を定めることができ、市町村が促進区域を設定する際に遵守すべき**国の基準（促進区域設定に係る環境省令）**に則して定める。

## <国の基準>

### A：促進区域から除外すべき区域

原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法
国立/国定公園の特別保護地区・ 海域公園地区・第1種特別地域 (①)	自然公園法
国指定鳥獣保護区の 特別保護地区	鳥獣保護管理法
生息地等保護区の管理地区	種の保存法

### B:市町村が考慮すべき区域、C：市町村が考慮すべき事項

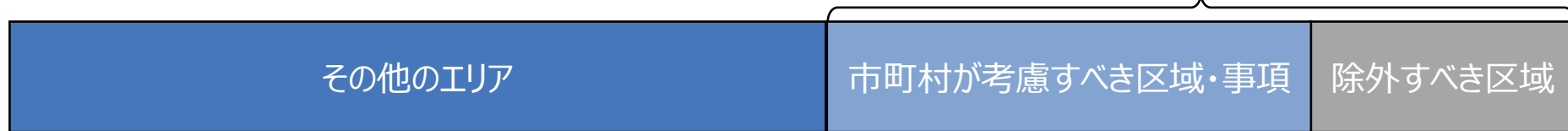
区域	国立公園、国定公園 (左表①以外)	自然公園法
	生息地等保護区の監視地区	種の保存法
	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地滑防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
事項	保安林であって環境の保全に関するもの	森林法
	国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	種の保存法
	騒音その他生活環境への支障	—



# 都道府県が定める促進区域の設定に関する環境配慮基準

- **都道府県基準**は、促進区域設定に係る環境省令で定める基準に上乗せ・横出しして、**地域の実情に応じた環境の保全への適正な配慮を求めるための基準**。
- 都道府県の**再エネ導入目標**や**再エネ種ごとのポテンシャル**を踏まえ、環境配慮事項を適切に検討した上で、**促進区域に含めることが適切でないと認められる区域**や、環境配慮事項ごとの**適切な配慮を確保するための考え方**を示すことができる。

国の基準（全ての地域脱炭素化促進施設に共通）  
 ※環境の保全上の支障の防止の観点から除外・考慮



**都道府県基準**（地域脱炭素化促進施設の種類ごとに設定）

※地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の観点から除外・考慮を検討



【参考】環境基本法における「環境の保全上の支障の防止」及び「環境の保全」について（環境基本法逐条解説121ページ参照）

環境の保全上の支障の防止	環境の保全
公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害を防止することや、確保されることが不可欠な自然の恵沢を確保すること。	左記の支障の防止にとどまらず、清浄な水や大気、静けさ、良好な自然環境の確保などを含むものであり、大気、水、土壌等の環境の自然環境の自然的構成要素及びそれらにより構成されるシステムに着目し、その保護及び整備を図ることによって、これを人にとって良好な状態に保持することを中心的な内容とするもの。

# 都道府県基準策定の考え方（環境省令第5条の4）



■ 都道府県基準は、次に掲げる事項を旨として定めることとされています。

- **地域の自然的社会的条件**に応じた**環境の保全への適正な配慮**が確保されるものであること。
- 当該都道府県が策定する**地方公共団体実行計画**に掲げる**目標との整合**が図られるものであること。
- 太陽光、風力その他の**再生可能エネルギーの種類ごとの潜在的な利用可能性**を踏まえたものであること。
- 国又は地方公共団体等が有する情報及び**専門家等からの聴取等**により得られる**客観的かつ科学的な知見**に基づくものであること。

# (参考) 促進区域設定における国の基準(省令)と都道府県基準の考え方



## 環境省令(第5条の2)

環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、

### A: 促進区域から除外すべき区域

(第5条の2第1項イ~ニ)

- ① 法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されている区域
- ② 再エネ設備の立地を原則認めないこととしている区域

### B: 市町村が考慮すべき区域

(第5条の2第2項イ~へ)

- ① 法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されている区域
- ② 再エネ設備の立地のために一定の基準を満たすことが法令上必要な区域

### C: 市町村が考慮すべき事項

(第5条の2第3項イ・ロ)

- ① 性質上区域での規制がなじまないため、区域での規制が行われていない事項

地域脱炭素化促進施設の  
種類ごとに

## 都道府県基準(第5条の4)

地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から、

A: 促進区域に含めることが適切でない認められる区域

B:

- ① 環境配慮事項のうち、市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項(考慮対象事項)
- ② 考慮対象事項ごとの地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方(地域の環境の保全のための取組)であって、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置を定めるための考え方を含む。)
- ③ 考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集の情報

# 都道府県における促進区域設定に関する基準の検討状況（R5.1時点）



## 長野県（太陽光）

### ◆ 策定スケジュール

- 令和3年12月 審議会へ諮問
- 令和4年1月～令和4年5月 審議会にて審議
- 令和4年5月 促進区域の設定基準を策定・公表**



### ◆ 基準の特徴

- 安心・安全な再エネの推進のため、砂防指定地、地すべり防止区域等を促進区域から除外
- 森林の役割を重視した再エネの推進のため、地域森林計画対象森林等を促進区域から除外
- 農地の役割を考慮した再エネの推進のため、生産性の高い優良な農地を促進区域から除外
- 景観・眺望と調和した再エネの推進のため、住宅・道路からの離隔等を考慮すべき事項に位置付け

### ◆ 検討体制：長野県環境審議会

## 徳島県（太陽光）

### ◆ 策定スケジュール

- 令和4年3月 審議会にて素案の策定
- 令和4年4月～7月 意見照会やパブコメ等を実施
- 令和4年7月 促進区域の設定基準を策定・公表**



### ◆ 基準の特徴

- 動植物への影響の観点から、徳島県条例による野生生物保護区や県指定鳥獣保護区特別保護地区を促進区域から除外
- 眺望景観や生態系への影響の観点から、県立自然公園第1種地域や県自然環境保全地域を促進区域から除外
- 景観保全の観点から、遍路道を考慮すべき環境配慮事項に位置付け

### ◆ 検討体制：徳島県環境審議会（気候変動部会）

## 各都道府県における検討状況

◆ 策定済：2県

◆ 令和4年度策定予定：18都道府県

◆ 令和5年度以降策定予定：15都道府県

◆ 策定予定なし等：12都道府県





## 都道府県基準を定める意義

### 適切な立地への誘導

- 各都道府県の実情を踏まえ、再エネ導入が**望ましい立地を対外的に示す**ことができる。市町村は**より適切な促進区域の設定が可能**。



### 環境共生型再エネの誘致

- 各都道府県の実情を踏まえて適正な環境配慮措置を規定することで、**地域環境と共生する再エネを誘致し、トラブル回避が可能**。



### 再エネへの積極性をアピール

- 予見可能性やトラブル回避性の高いエリアが域内に拡大することで、**都道府県としての積極的な再エネ導入姿勢を発信可能。事業者の参入意欲も向上**。



### 環境アセス手続一部省略

- 認定事業について、**環境影響評価法の配慮書手続の省略が可能**。



## 都道府県基準の設定が遅れた場合の影響

### 都道府県への影響

- 市町村が促進区域を設定した後に都道府県基準を定めようとする場合、既定の促進区域への影響回避のため、**都道府県として真に望ましい基準を定めることが困難となる恐れ**がある。

### 市町村への影響

- 市町村が促進区域を設定した後に都道府県基準が定められた場合、市町村の促進区域と都道府県基準との整合状況によっては、**促進区域の再設定を余儀なくされる恐れ**がある。

**以上から、市町村の促進区域設定に先立ち都道府県基準を定めることが望ましい。**